

○松本市地域産材活用検討会議設置要綱

令和5年6月26日  
告示第343号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域産材の主伐、搬出、乾燥及び製材の一連の流れに基づく地元での木材の供給及び活用の仕組みを構築することにより、安定的な地域産材の活用促進を図るため、松本市地域産材活用検討会議（以下「検討会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域産材の地元での安定した活用促進について検討すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討会議は、おおむね13人の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる団体に属する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 林業事業体
- (2) 木材関連団体
- (3) 乾燥・製材関連団体
- (4) 建築・設計関連団体
- (5) 長野県
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める団体

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項に係る検討が終了するまでの間とする。

(座長及び座長代理)

第5条 検討会議に座長及び座長代理各1人を置き、委員の中から市長が指名する。

2 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、環境エネルギー部森林環境課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年6月26日から施行する。